

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」については、平成27年国勢調査の概要「調査の対象」（2ページ）を参照してください。

面積

本報告書に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成27年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

年齢・平均年齢・年齢中位数

「年齢」は、平成27年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

「平均年齢」は、次のとおり算出しました。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢不詳を除く。）}} + 0.5$$

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚—まだ結婚したことのない者

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

死別—妻又は夫と死別して独身の者

離別—妻又は夫と離別して独身の者

配偶関係「不詳」—未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍

国籍は、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しました。

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のように取り扱いました。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	1 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

世帯主・世帯人員

「国勢調査における世帯主」とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しました。

区分	内容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
2 核家族以外の世帯	[1], [2]の分類は、平成7年調査から用いている
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母か	

ら成る世帯	(注)
(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	1)
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	1)
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯	(注)
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯	(注)
(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯	(注)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

(注) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3 世代世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯

をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が特定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。

民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含まれます。 ※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口集中地区

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域

に含めます。

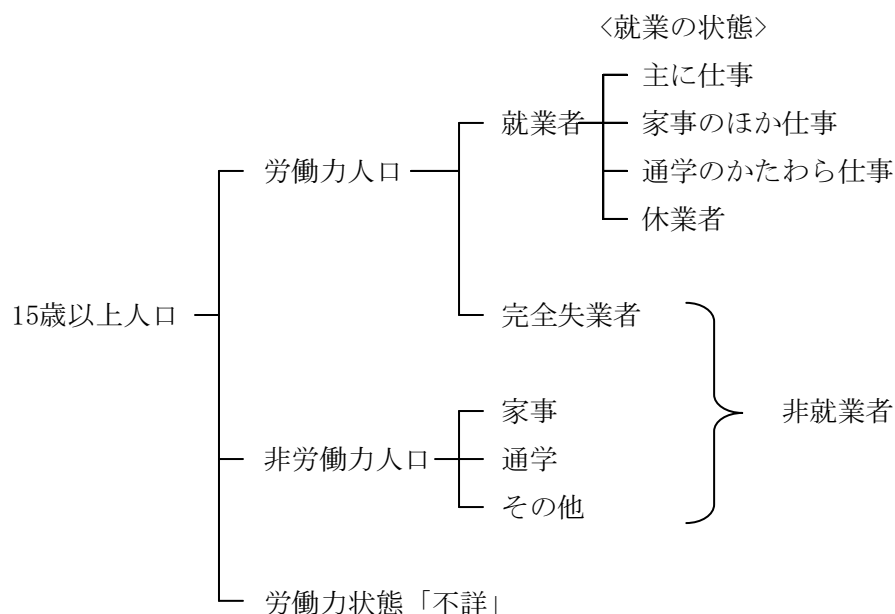
人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区を基にしています。

人口集中地区符号

同一市区町村に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの符号でそれぞれの人口集中地区を表示しています。

労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み</p>

	<p>始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合
家事のほかに仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	<p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p>
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。

また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しました。

平成27年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っています。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

区分	内訳
第1次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含んでいません。

職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は、次のとおりです。

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| A 管理的職業従事者 | B 専門的・技術的職業従事者 | C 事務従事者 |
| D 販売従事者 | E サービス職業従事者 | F 保安職業従事者 |
| G 農林漁業従事者 | H 生産工程従事者 | I 輸送・機械運転従事者 |
| J 建設・採掘従事者 | K 運搬・清掃・包装等従事者 | L 分類不能の職業 |

世帯の経済構成

一般世帯について、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分しました。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

区分	内容
農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
分類不能の世帯	上記に分類されない世帯

従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したものです。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区分	内容	備考
通勤・通学者のみの世帯	世帯員の全てが通勤・通学者である世帯	
通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この3つの分類は、平成2年調査から用いている
通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯	
通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者ともいる世帯	

その他の世帯		通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯	
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ	
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ	
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ	
	幼児のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は、「その他」に含んでいる
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	女性のみ	6～64歳の女性のみ	
	その他	上記以外	

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

区分	内容
総数（夜間人口） （常住地による人口）	(a) 調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もし ていない	(b) 常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業	(c) 常住者のうち、常住地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外の自市区 町村で従業・通学	(d) 常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従 業・通学	(e) 常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者
自市内他区 で従業・通学	(f) 21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が横浜市中区の場合

	県内他市区町村で従業・通学 (g)	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が川崎市川崎区の場合
	他県で従業・通学 (h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
	従業・通学市区町村「不詳・外国」 (i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村(21 大都市の常住者は他の区)であるが、市区町村名が不明又は外国の者
	従業地・通学地「不詳」 (j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※調査期間中の労働力状態が不明の者も含む
総数(昼間人口)(従業地・通学地による人口) (k)	当該地域の夜間人口から、他の地域への通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例：A市の昼間人口] A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口 [表章地域] 全国、区 (k) = (b) + (c) + (d) + (i) + (j) + (l) + (m) + (n) 都道府県 (k) = (b) + (c) + (d) + (f) + (g) + (i) + (j) + (n) 市町村 (k) = (b) + (c) + (d) + (f) + (i) + (j) + (m) + (n)	
うち自市内他区に常住 (l)	21 大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者	
うち県内他市区町村に常住 (m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者	
うち他県に常住 (n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者	
流出人口 (o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (o) = (h) 市町村 (o) = (g) + (h) 区 (o) = (f) + (g) + (h)	
流入人口 (p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (p) = (n) 市町村 (p) = (m) + (n) 区 (p) = (l) + (m) + (n)	
昼夜間人口比率 (q)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率 = 昼間人口 / 夜間人口 × 100) (q) = (k) ÷ (a) × 100	

(注) 21 大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。
- ③ この従業地・通学地については、昭和30年調査までは、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年調査以降と異なります。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22年及び27年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。平成27年国勢調査では、平成22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村（5歳未満の人については、出生後に常住していた市区町村）について調査し、以下のとおり区分しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容
総数（常住者） (a)	調査時に当該地域に常住している者 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)+(i)
現住所 (b)	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所(b)以外の日本国内の者
自市区町村内 (c)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市町村内の他の場所の者（21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者）
自市内他区 (d)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 (例) 調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が横浜市中区の場合

	県内他市区町村	(e)	常住地のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者（例）調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が川崎市川崎区の場合
	他県	(f)	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
	国外	(g)	常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
	5年前の常住市区町村「不詳」	(h)	常住者のうち、5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者
	移動状況「不詳」	(i)	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者
総数 (5年前の常住者)		(j)	5年前に当該地域に常住していた者 [表章地域] 全国 (j)=(b)+(c)+(h)+(k)+(l)+(m) 都道府県 (j)=(b)+(c)+(d)+(e)+(m) 市町村 (j)=(b)+(c)+(d)+(l)+(m) 区 (j)=(b)+(c)+(k)+(l)+(m)
	うち自市内地区	(k)	21大都市の5年前の常住地のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
	うち県内他市区町村	(l)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
	うち他県	(m)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者
転入		(n)	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者 [表章地域] 全国 (n)=(g) 都道府県 (n)=(f)+(g) 市町村 (n)=(e)+(f)+(g) 区 (n)=(d)+(e)+(f)+(g)
転出		(o)	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者 [表章地域] 全国 — 都道府県 (o)=(m) 市町村 (o)=(l)+(m) 区 (o)=(k)+(l)+(m)

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。